

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる 協議が整っていることの証明書（案）

令和元年 10 月●●日に開催された第●回当別町地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が整ったことを証する。

記

1 協議が整っている路線又は営業区域

路線名：月形当別線、月形浦臼線

路線図：別紙 1 のとおり

2 協議が整っている運行系統又は運送の区間

(1) 月形当別線

系統名	便名	起点	主な経由地	終点	距離
スーパーアーク経由便	朝夕便以外	月形駅	JR 北海道医療大学駅、スーパーアーク前	JR 石狩当別駅南口	27.3km
朝夕便	下り第 1 及び第 2 便、 上り第 7 及び第 8 便	月形駅	JR 北海道医療大学駅	JR 石狩当別駅南口	25.2km

(2) 月形浦臼線

系統名	便名	起点	主な経由地	終点	距離
温泉経由便	早朝便以外	浦臼駅	札比内駅前、月形温泉	月形駅	19.2km
早朝便	上り第 1 便のみ	浦臼駅	札比内駅前	月形駅	18.4km

3 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 普通運賃

別紙 2-1 のとおり

(2) 回数券

別紙 2-2 のとおり

(3) 定期券

別紙 2-3 のとおり

4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間：令和 2 年 4 月 1 日から

5 使用車両

(1) 月形当別線

① 3 人乗りポンチヨ 1 台

② 1 人乗りハイエース 1 台

(2) 月形浦臼線

① 1 人乗りハイエース 1 台

令和元年●月●日

当別町地域公共交通活性化協議会
会長（当別町副町長） 増 輪 肇